

最高裁判所  
秘書課  
印務

最高裁秘書第1606号

平成28年5月10日

林弘法律事務所

弁護士 山 中 理 司 様

情報公開・個人情報保護審査委員会

委員長 高 橋 滋

補充理由説明書の写しについて（送付）

下記の諮問について、最高裁判所から当委員会に提出された補充理由説明書（平成28年5月9日付け）の写しを別添のとおり送付します。

記

諮問番号 平成27年度（最情）諮問第26号

（担当）秘書課文書開示第一係 電話03-3264-8330（直通）

平成28年5月9日

情報公開・個人情報保護審査委員会 御中

最高裁判所事務総長 今 崎 幸



補充理由説明書

(平成28年4月12日付け依頼に対する回答)

下記1の質問について、下記2のとおり理由を説明します。

記

1 質問番号

平成27年度（最情）質問第26号

2 理由

(1) 平成28年4月12日付け最高裁秘書第1244号情報公開・個人情報保護審査委員会委員長依頼「補充理由説明書の提出について」記2の(1)のアについて

過去の最高裁刑事局と全国検察審査協会連合会との懇談会（以下「本件懇談会」という。）の実施の有無及び時期を明確に確認するためには、最高裁に保管されている文書によって確認する必要がある。そこで、まず「検察審査会に関する事項」を所管する刑事局において、本件懇談会に関する文書等の探索を行った。具体的には、例えば「全国検察審査協会連合会」、「全検連」又は「懇談会」等といったキーワードにより、文書管理システムに登録されている保存文書を検索するとともに、刑事局検察審査会係において保管する短期保有文書ファイル内を探索した。しかし、該当する文書は存在しなかった。

さらに、念のため、時期を問わず、広く最高裁において保管するファイルについて探索を行うこととし、秘書課、広報課及び総務局にも確認したが、該当

文書は存在しなかった。そのため、「懇談会が実施されていたかどうかを確認することができなかった」としたものである。

(2) 平成28年4月12日付け最高裁秘書第1244号情報公開・個人情報保護審査委員会委員長依頼「補充理由説明書の提出について」記2の(1)のイについて

過去の全国検察審査協会連合会定例総会（以下「全検連定例総会」という。）の実施の有無及び時期を明確に確認するためには、最高裁に保管されている文書によって確認する必要がある点は懇談会に関する文書と同様であり、まず「検察審査会に関する事項」を所管する刑事局において、全検連定例総会に関する文書等の探索を行った。具体的には、例えば「全国検察審査協会連合会」、「全検連」又は「定例総会」等といったキーワードにより、文書管理システムに登録されている保存文書を検索するとともに、刑事局検察審査会係において保管する短期保有文書ファイル内を探索した。また、全検連定例総会への出席依頼等が刑事局以外になされていた可能性も考慮し、「文書の接受」を所管する秘書課においても探索を行った。しかし、該当する文書は存在しなかった。

さらに、念のため、時期を問わず、広く最高裁において保管するファイルについて探索を行うこととし、広報課及び総務局にも確認したが、該当文書は存在しなかった。そのため、「定例総会が開催されていたかどうかを確認することができなかった」としたものである。

(3) 平成28年4月12日付け最高裁秘書第1244号情報公開・個人情報保護審査委員会委員長依頼「補充理由説明書の提出について」記2の(1)のウについて

検察審査協会は検察審査員や補充員の経験者からなる任意団体であり、全国検察審査協会連合会は、その全国組織であると承知しており、いずれも広報活動を中心に検察審査会の制度普及等を目的とした活動を行っていると承知している。なお、平成20年時点において、検察審査協会は全国に154あり、2

万1000人を超える会員数があると聞いている。